

NEWS

法人コンサルティング部
会社法務グループ

証券代行ニュース

2024年4月26日 No.217

トピックス：東京証券取引所「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」（第15回）の開催
 特集：金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）」を公表

ニュース

4/18（木）	金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第29回）の開催 https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20240418.html
---------	---

トピックス

東京証券取引所「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」（第15回）の開催

東京証券取引所（以下「東証」）は、3月22日に市場区分の見直しに関するフォローアップ会議（第15回）を開催しました。その詳細は次の URL よりご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html>

同会議では、『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』に関する開示状況、「企業行動規範の見直し」等について議論がなされており、本号では、その一部をご紹介します。

1. 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況

2024年2月末の開示状況に基づき「引き続き PBR が低い企業／時価総額が大きい企業ほど開示が進んでいる一方で、**PBR が1倍以上の企業や、時価総額が相対的に小さい企業においても、開示に進展が見られている**」ことが示されました。なお、東証では4月15日付で開示企業の一覧が更新されており、3月末時点の状況においても、この傾向は続いています（詳細は次の URL ご参照。）。

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/mk1p770000004pu5.pdf>

同会議では、開示における掲載ルールについて再周知が重要との指摘がなされ、東証より3月29日に掲載方法が再周知されています。

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/mk1p770000004sje.pdf>

2. 企業行動規範の見直し

企業行動規範の目的や実効性の確保、個別の規定に関する見直しの要否等について議論されています。会議メンバーの発言の一部について、要旨を紹介します。

企業行動規範の目的	資本コストや企業価値の考え方を明記するなど、今の時代にマッチしたものに変えていくことが必要。
実効性の確保	MBO に関し、経済産業省の「公正な M&A の在り方に関する指針」に反した事例が散見される。（エンフォースメントを効かせるため）当該指針と同じような内容を盛り込むべき。
個別の規定に関する見直しの要否	取締役である独立役員の確保（1名以上）に関しては、15年前と今とでは違う状況と思われる。女性役員の選任について、より強制性をもたせるという話があっても良い。

（出所）「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議（第15回）議事録」より当社作成。

世界が進むチカラになる。

金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）」を公表

3月29日、金融庁は標記の資料を公表しました。

同資料では、「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（以下「本件レビュー」）が示されております。

本稿では、その中から有価証券報告書上の「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する内容を中心に、概要をご紹介します。なお、同資料の詳細は次のURLよりご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html>

1. 審査内容と審査結果

本件レビューでは、法令改正関係審査および重点テーマ審査が実施されました。審査結果を含む概要は次のとおりです。

法令関係審査	令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下「改正開示府令」）の規定への準拠性
重点テーマ審査	改正開示府令のうち、「サステナビリティに関する企業の取組の開示」
審査結果	下記について複数の会社に共通して課題が識別された。 ・「サステナビリティに関する考え方及び取組」における人的資本 ・「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会等の活動状況等

（出所）本件レビューより一部抜粋し当社が編集。

2. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する主な課題と留意事項等

本件レビューでは、重点テーマ審査により主な課題が識別されており、それらの課題に対する「留意事項等」として、「法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項」と「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等）」が示されています。本稿では、後者の一部を、課題のある事例と共に、次のとおりご紹介いたします。

課題のある事例	開示の充実に向けて参考になると考えられる事項
<p>課題：サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭</p> <p>事例： 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 （略） （ガバナンス） 当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、創業以来の経営理念に基づき、社会奉仕、挑戦革新及び価値創造の履行を通じて、株主・投資家・取引先等のステークホルダーの皆様のご期待に応えながら、持続可能な社会の実現に寄与することです。堅強なるコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>執行・監督の両面から記載する</u>と効果的。サステナビリティ関連の推進委員会の役割等の記載だけではなく、取締役会等による監督の状況等も記載すると、より有用。 ・SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が基準開発のベースとしているISSB（国際サステナビリティ基準審議会）のIFRS S1基準「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「S1基準」。）27項が参考になる。 ・ガバナンスについて、該当する場合には、取締役会等に関してだけではなく、<u>監査役会等や内部監査部門</u>に関しても併せて記載する。 ・<u>「コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照する方式を活用することにより、開示を充実させる</u>。

世界が進むチカラになる。

課題のある事例	開示の充実に向けて参考になると考えられる事項
<p>課題：サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭</p> <p>課題：サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない</p> <p>事例： 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (リスク管理) 当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下のようなリスクと対策が考えられます。 ・環境的リスク 雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。</p>	<p>・ S1 基準 44 項が、リスク管理の内容を記載するにあたって次の点で参考になる。</p> <p>(1) リスクを<u>識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスで用いるインプット</u> (例えば、データ・ソース等)</p> <p>(2) リスクの<u>影響の性質、発生可能性及び規模をどのように評価しているか</u> <u>リスクをどのように優先順位付け、モニタリングしているか</u></p> <p>(3) リスク及び機会を<u>識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどのように統合されているか</u></p>
<p>課題：サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭</p> <p>事例： 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (戦略) 当社は賃貸不動産の補修等を進めていき、より快適な空間を提供することで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率の向上を目指しています。</p> <p>(指標及び目標) 当社は入居率向上を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標は100%及び実績は95%であります。</p>	<p>・ 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるよう、それらを開示する際には、<u>対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載する。</u></p> <p>・ S1 基準 34 項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響の記載が求められており、投資者にとって有用性のあるリスクや機会の開示を検討する際に参考になる。</p> <p>・ 財務的影響や指標などの定量情報を記載する場合には、その内容を投資者が適切に理解できるよう、<u>前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）</u>に関しても併せて記載する。</p>
<p>課題：人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭</p> <p>事例： 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (戦略) 当社は、人財戦略として、「経営理念に合うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。</p> <p>(指標及び目標) エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。</p>	<p>・ <u>記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については対応関係を分かりやすく開示する。</u></p> <p>・ <u>指標については、特に企業固有のものであるような場合には、指標の前提その他の補足情報（指標の定義、算定方法、仮定等）</u>に関しても併せて記載する。</p>

(出所) 本件レビューより一部抜粋し当社が編集。下線、太字は当社が加筆。

世界が進むチカラになる。

3. 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項

開示の重要性	<p>サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。</p> <p><u>重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることを参考にする。</u></p>
ストーリー（文脈）を意識した開示	<p>サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者がストーリー（文脈）を理解できるように開示することが期待されるが、例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サステナビリティ関連全体の考え方を記載した上で、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素について記載する。</u> ・ <u>4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示する。</u> ・ 4つの構成要素の繋がりについて分かり易く開示する。
検討中・策定中等の場合の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティに関する取組の内容について、<u>期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載する。</u> ・ 期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示する。
補足情報の開示	<p><u>企業独自の情報</u>については、企業外部の投資者でも理解可能なように、<u>前提その他の補足情報を併せて開示する。</u></p>
参照方式	<p>有価証券報告書内の<u>他の箇所や他の開示書類等に記載した情報を参照する方式を活用して、開示を充実させる。</u></p>

（出所）本件レビューより一部抜粋し当社が編集。下線、太字は当社が加筆。

4. 「コーポレート・ガバナンスの状況等」における課題および留意事項等

本件レビューでは、前掲1. 表中の「審査結果」にも記載のとおり「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会等の活動状況等の開示に関連した課題も識別されています¹。主な課題の一部は次のとおりです。

- ・ 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
- ・ 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。

（出所）本件レビューより一部抜粋し当社が編集。

（注1）その他、重点テーマ以外の記載項目に関する審査結果として、政策保有株式に関する開示についても課題が識別されている。

これらの課題に対しては、「サステナビリティに関する考え方及び取組」と同様、開示に際しての留意事項等が示されておりますので、本特集冒頭に記載のURLより併せてご参考ください。

（ご参考）SSBJの「日本版サステナビリティ開示基準案」の公表等

本件レビューでは、前掲2. 表中の「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項」にも記載のとおり、SSBJが基準開発のベースとしているISSBのIFRS S1基準も適宜参考とするよう示唆がなされています。SSBJでは、3月29日に「サステナビリティ開示基準の公開草案」を公表しているほか、4月9日にはサステナビリティ開示基準案に関連する情報をまとめた特設サイトも公開しております。詳細は、次のURLよりご参照ください。

https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/400713.html

以上

世界が進むチカラになる。